

～令和元年度募集～

循環型社会の早期実現を目指し、県内の産業廃棄物の発生抑制や資源の循環利用を促進するため、産業廃棄物の発生の抑制、減量、リサイクルに係る施設及び設備を県内で整備するために要する費用について、その一部を助成します。

◆補助対象事業

次の(1)、(2)及び(3)のいずれかに該当する事業が補助対象です。

- (1) 県内で排出される特定の産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、鉋さい、ばいじんに限る）の発生抑制、減量化、リサイクルに係る施設又は設備の整備事業で以下のア～クまでのいずれにも該当するもの。
- (2) がれき類の破碎施設の整備事業で以下のア～クまでのいずれにも該当するもの
- (3) 木くずの破碎施設の整備事業で以下のア～クまでのいずれにも該当するもの

- ア 県内に施設等を設置するものであり、原則として他で使用された施設等でないこと
- イ 移動破碎等の処理のみに使用するものでないこと
- ウ 発生抑制、減量化又はリサイクルの効果が高いと認められること
- エ 設置する地域にとって必要性が高いと認められること
- オ 施設等の稼働に伴う環境への負荷を低減するための十分な配慮がなされていること
- カ 施設等で取り扱う産業廃棄物の重量の2分の1以上が県内で排出されるものであり、その処理量が確保されることが確実であること
- キ 事業の実施に際し、廃棄物処理法上の施設設置許可が必要となる場合又は処分業の事業の用に供する施設を設置する場合は、交付申請時においてその許可等を受け、又は島根県指導要綱による事前協議が終了していること
- ク 補助事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること

◆補助対象者

県内に事業所等を有し、廃棄物処理法第14条第5項第2号イからハの各規定に該当しない者

◆補助対象事業費等

補助率 1/3以内

補助限度額 20,000千円

但し、複合的な施設（複数の機能を有する施設）については30,000千円

対象経費 機械装置費及び設置工事費のうち知事が必要と認める額

機械装置費：機械装置の製造・購入に要する費用

設置工事費：機械装置の運搬、据付け、試運転に要する費用

※以下に該当する経費は対象外です。

（施設を収納する建屋・門・囲障工事等付帯工事、
他への転用が可能と認められる機械等、
リース等による導入、消費税及び地方消費税）

◆補助事業期間

補助事業は補助金交付決定以降に事業を開始し、令和2年3月31日までに完了すること。

3次募集

産業廃棄物3R推進施設等整備事業を募集します！

◆事業計画書の審査

事業計画書について審査会で審査を行い、審査結果をもとに交付の内定又は不採択を決定し、事業計画提出者に通知します。

審査会において、事業計画内容等について提出者によるプレゼンテーションを実施します。なお、審査会の日程等は別途通知します。

◆留意事項

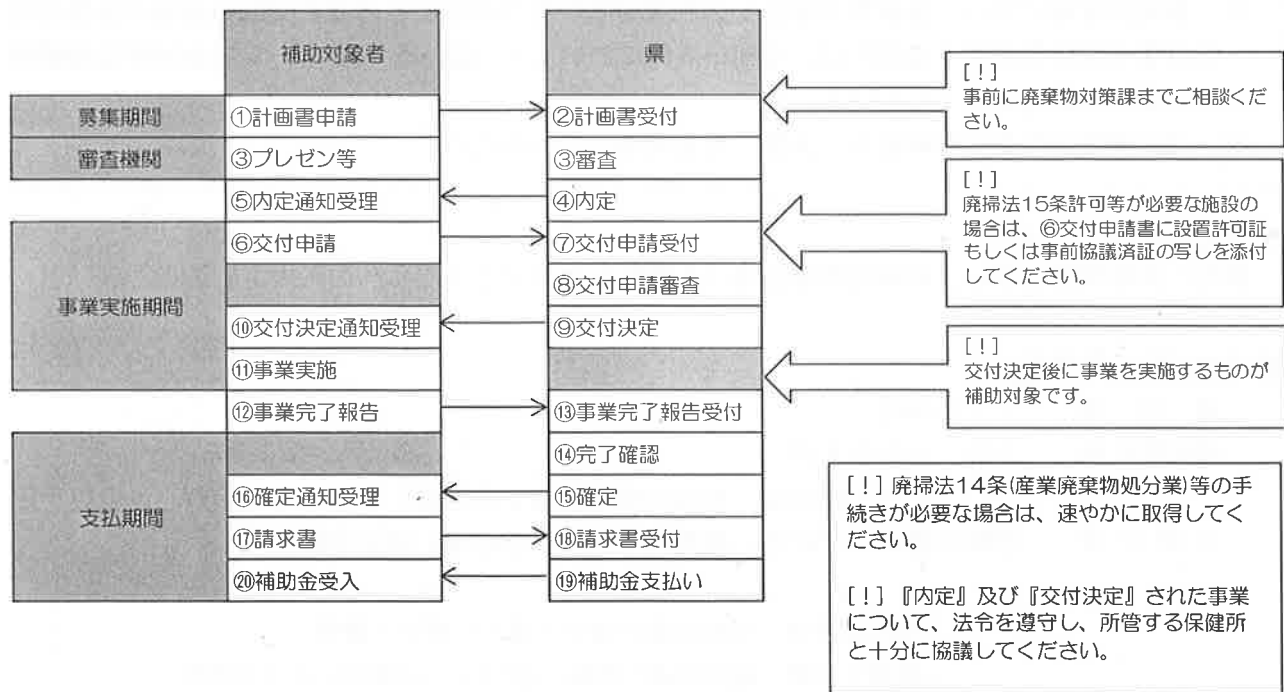
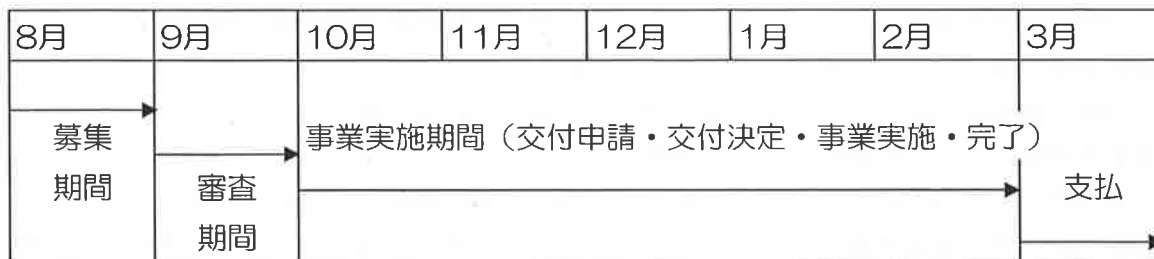
事業の実施に係る廃棄物処理法等の許可等については、所管する保健所等と十分に協議してください。

◆申込方法・流れ

- (1) 提出書類 ① 事業計画書（様式第1号）・・・2部
② 添付書類・・・各2部

(2) 募集期間 令和元年8月5日（月）～令和元年8月30日（金） 17時必着

*スケジュール（予定：以下の時期は目安です。）



※ 計画書提出前に、あらかじめ、下記までお問い合わせください。

島根県環境生活部廃棄物対策課 施設整備グループ

Tel 0852-22-6419 Fax 0852-22-6738

島根県環境生活部廃棄物対策課
産業廃棄物 3 R 推進施設等整備費補助金
令和元年度 3 次募集案内

事業募集期間

令和元年 8 月 5 日（月）～令和元年 8 月 30 日（金）

※計画書提出前に、必ず県にご相談ください。

お問合せ先及び提出先

島根県環境生活部廃棄物対策課 施設整備グループ
〒690-8501 松江市殿町1番地
TEL 0852-22-6419
FAX 0852-22-6738

■補助金の概要

1 目的

環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指し、県内の産業廃棄物の発生抑制及び資源の循環的な利用を促進するため、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施設及び設備（以下「施設等」という。）の整備に要する費用について、その一部を助成します。

2 補助対象事業

補助対象事業は、県内で実施する次の(1)、(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 県内で排出される特定の産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉋さい、ばいじんに限る）の発生抑制、減量化又はリサイクルを目的とする施設等の整備事業であって下記ア～クのいずれにも該当するもの。
- (2) がれき類の破碎施設の整備事業であって下記ア～クのいずれにも該当するもの。
- (3) 木くずの破碎施設の整備事業であって下記ア～クのいずれにも該当するもの。

ア 県内に施設等を新たに設置するものであり、原則として他で使用された施設等でないこと。

イ 移動破碎等の処理のみに使用するものでないこと。

ウ 発生抑制、減量化又はリサイクルの効果が高いと認められること。

エ 設置する地域にとって必要性が高いと認められること。

オ 対象施設等の稼働に伴う環境への負荷を低減するための十分な配慮がなされていること。

カ 施設等で取り扱う産業廃棄物はその重量の2分の1以上が県内で排出されるものであり、その処理量が確保されることが確実であること。

キ 事業の実施に際し廃棄物法上の施設設置許可又は処分業の事業の用に供する施設を設置する場合が必要となる場合は、交付申請時においてその許可等を取得しており、もしくは県指導要綱による事前協議が終了していること。

ク 補助事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること。

3 補助対象者

県内に事業所を有する事業者であって、廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでの各規定に該当しない者。

4 補助対象事業費

機械装置費、設置工事費のうち知事が必要と認める額。

機械装置費：機械装置の製造・購入に要する費用

設置工事費：機械装置の運搬、据付け、試運転に要する費用

※以下に該当する経費は対象外です。

〔 施設を収納する建屋・門・囲障工事等付帯工事、リース等による導入
他への転用が可能と認められる機械等、消費税及び地方消費税 〕

5 補助率

補助対象事業費の3分の1以内で、かつ20,000千円以下

但し、複合的な施設（複数の機能を有する施設）については3分の1以内で、かつ30,000千円以下

6 補助事業期間

補助事業は補助金交付決定以降に事業を開始し、令和2年3月31日までに完了することが必要です。

■ 申込方法

- 1 提出書類 事業計画書（様式第1号）・・・1部
- 2 添付書類
 - (1) 補助事業実施場所の付近見取図
 - (2) 建物等の配置図
 - (3) 建物等の各階平面図
 - (4) 機械設備等の構造図
 - (5) 設計計算書（物質収支・主要設備処理能力の根拠資料）
 - (6) 用地取得済を証する書類又は使用権原を証する書類
 - (7) 法人にあつては経営状況表（別紙1）、個人にあつては資産に関する調書（別紙2）
 - (8) 資金支出計画明細書（別紙3）
 - (9) 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し（県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者においては、省略することができる。）
 - (10) 納税証明書（法人にあつては事業税及び県民税、個人にあつては事業税の滞納がないことの証明）
 - (11) 会社の概要が分かるもの（パンフレット等）
 - (12) その他知事が必要と認める書類

- 3 募集期間 令和元年8月5日（月）～令和元年8月30日（金）17時必着
（※あらかじめ下記までお問い合わせの上、提出して下さい。）

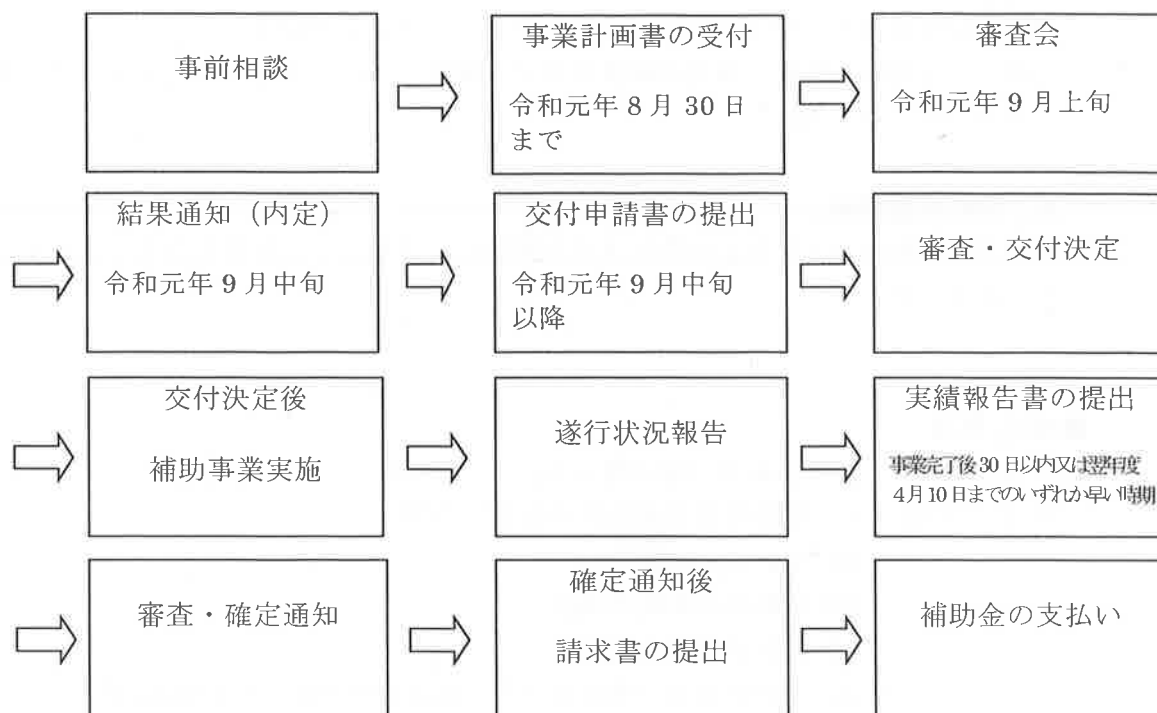
- 4 問い合わせ 島根県 環境生活部廃棄物対策課 施設整備グループ
提出先（郵送される場合） 〒690-8501 松江市殿町1番地
（持参される場合） 松江市殿町128番地 東庁舎4階
TEL：0852-22-6419 FAX：0852-22-6738

■ 事業計画書の審査

事業計画書について審査会で審査を行い、審査結果をもとに交付の内定又は不採択を決定し、事業計画提出者に通知します。

審査会において、事業計画内容等について提出者によるプレゼンテーションを実施します。なお、審査会の日程等は別途通知します。

■申請手続等の流れ（予定）



■留意事項

- (1) 交付決定日以降に実施した事業が補助対象となります。
- (2) 確実に年度内に事業が終了するよう、調整を図りながら進めてください。
- (3) 経営者が同一であるなど、実質的に同一企業と見なされる企業等からの複数の応募は認められません。
- (4) 採択された場合であっても、精査の結果や、予算の都合等により補助金額を減額する場合があります。
- (5) 採択となった場合には、企業名等を公表しますのでご了承ください。
- (6) 廃棄物法上の設置許可等が必要な施設の場合、交付申請時には県要綱の事前協議が終了している必要があります。
- (7) 事業の実施については、廃棄物処理法等を遵守し、所管する保健所等と十分に協議してください。

■補助事業者の義務等

補助金の交付決定を受けた事業者には、次のような義務があります。

- (1) 補助事業の内容等を変更、中止又は廃止しようとするときは、事前に知事の承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けなければなりません。
- (3) 補助事業の遂行状況について、報告しなければなりません。
- (4) 補助事業が完了したときは、実績報告書を提出しなければなりません。
- (5) 補助事業により取得した財産は、補助金の交付の目的以外に使用することはできません。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、その帳簿等を5年間保管しなければなりません。